

○財務省告示第十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年十二月二十一日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第四百四
十五回、第四百四十九回、第四百五
十二回及び第四百六十二回）、利付
国庫債券（三十年）（第十二回、
第十三回、第十八回、第二十回、
第二十一回、第二十二回、第二
十三回、第二十五回、第二十六
回、第二十七回、第二十八回、第
二十九回、第三十四回、第三
十六回、第三十七回、第四十回、
第四十一回、第四十二回、第四
十五回、第四十九回、第五十一回、
第五十四回、第五十五回及び第
第五十六回）及び利付国庫債券
（四十年）（第一回、第二回、第
三回、第四回、第六回、第七回、
第八回及び第九回）

二 発行の根拠
法律及びそ
の条項の適
用等
三 振替法の適
用等
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その

（利付第三十国二十年庫五回債券）	（利付第三十国二十年庫三回債券）	（利付第三十国二十年庫二回債券）	（利付第三十国二十年庫一回債券）	（利付第三十国二十年庫回債券）	（利付第三十国十八年庫回債券）	（利付第三十国十三年庫回債券）	（利付第三十国十二年庫回債券）	（利付第二回百十年庫十回債券）	（利付第二回百十年庫十回債券）	（利付第二回百十年庫十回債券）
二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%	二・〇%	二・一%	〇・六%	一・二%	一・五%
十年平日十成 二月二十八	日年平 六月四 月二十八	日年平 三月四 月二十八	十年平日十成 二月二十七	日年平 九月四 月二十七	日年平 三月四 月二十七	十年平日十成 二月二十五	日年平 九月四 月二十五	日年平 九月四 月二十九	日年平 三月四 月二十七	日年平 六月四 月二十六
五億円	億五 百六 十四	七 十一 億 円	二 億 円	八 億 円	十 一 億 円	六 十 二 億 円	円百 八 十 六 億	円百 二 十 二 億	二 億 円	九 十 一 億 円

（（利 第三付 四十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 回）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 六）債 回 券 ）
一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %
日年平 六成 月五 二十七	十年平 日十成 二五 月十六 二十六	日年平 三成 月五 二十六	十年平 日十成 二五 月十五 二十五	日年平 九成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十三	九平 月成 二五 二十年	三平 月成 二五 二十年	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九
百 四 億 円	二 十 六 億 円	四 十 五 億 円	六 十 四 億 円	六 十 九 億 円	二 十 四 億 円	五 百 億 円	七 十 一 億 円	八 十 億 円	百 十 億 円	八 億 円	九 億 円

（利付第四十七回国庫債券）	（利付第四十六回国庫債券）	（利付第四十四回国庫債券）	（利付第三十三回国庫債券）	（利付第二十二回国庫債券）	（利付第十一回国庫債券）	（利付第三十五回国庫債券）	（利付第三十五回国庫債券）	（利付第三十五回国庫債券）	（利付第三十五回国庫債券）	（利付第三十四回国庫債券）	（利付第三十四回国庫債券）
一・七%	一・九%	二・二%	二・二%	二・二%	二・四%	〇・八%	〇・八%	〇・八%	〇・三%	一・四%	一・四%
日年平三成 月六二十六	日年平三成 月六二十五	日年平三成 月六二十三	日年平三成 月六二十二	日年平三成 月六二十一	三平月成 二六十年	日年平九成 月五二十九	日年平六成 月五二十九	日年平三成 月五二十九	日年平六成 月五二十八	十年平 日十成 二月二十七	日年平 九成 月五二十七
六十七億円	十六億円	七億円	六億円	百十五億円	二十二億円	百十二億円	円二百八十億	三十五億円	億三百五十八	円百六十八億	三十五億円

（（利 第四付 九十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 八十国 回年庫 ））債 券
○ ・ 四 %	一 ・ 四 %
日年平 三成 月六 二十 十八	日年平 三成 月六 二十 十七
二 百 六 億 円	円百 二 十 五 億